

UDアドバイザー登録派遣制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第30条に規定する福祉のまちづくりアドバイザー（以下「UDアドバイザー」という。）の登録及び派遣に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法（昭和25年法律第202号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。）、及び条例の規定で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) UDアドバイザー 特別特定建築物の整備及び運営に関し、ユニバーサルデザインの視点で点検し、助言を行う者として、知事が利用者アドバイザー又は専門家アドバイザーに区分し登録した者をいう。
- (2) 利用者アドバイザー UDアドバイザーのうち、高齢者、障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は内部障がい者をいう。以下同じ。）、又は子育て経験者（以下「高齢者等」という。）として知事が登録した者をいう。
- (3) 専門家アドバイザー UDアドバイザーのうち、建築、福祉又は保育等に関する専門の知識を有する者として知事が登録した者をいう。

(養成講習会)

第3条 知事は、UDアドバイザーとして、必要となる次に掲げる事項に関する知識の習得を目的としたUDアドバイザー養成講習会（以下「講習会」という。）を開催するものとする。

- (1) 福祉のまちづくり及びユニバーサルデザインに関する政策
- (2) 高齢者等の動作特性とそれに応じた施設の整備及び運営
- (3) 条例第30条第2項に規定する特別特定建築物の点検及び助言の方法
- (4) その他生活環境部長が必要と認める事項

2 知事は、講習会を修了した者を講習会修了者台帳（様式第1号）に登録し、受講修了証を交付するものとする。

(UDアドバイザーの登録要件)

第4条 知事は、前条の講習会を修了した者であって、次の各号に掲げる者をUDアドバイザーとして登録することができる。

- (1) 利用者アドバイザーにあつては、高齢者等に該当する者であること。
- (2) 専門家アドバイザーにあつては、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 建築士法第2条第1項の建築士
 - イ 社会福祉法及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）第2条第1項の社会福祉士
 - ウ 社会福祉法及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）第2条第2項の介護福祉士
 - エ 理学療法士法及び作業療法士法（昭和62年法律第137号）第2条第3項の理学療法士
 - オ 理学療法士法及び作業療法士法（昭和62年法律第137号）第2条第4項の作業療法士
 - カ 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第2条の視能訓練士
 - キ 歩行訓練士の資格を有するもの
 - ク 医師法（昭和23年法律第201号）第1条の医師
 - ケ 保健師法及助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条の保健師
 - コ 保健師法及助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条の看護師
 - サ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の保育士
 - シ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項の幼稚園教諭普通免許状を有する者
 - ス 子育て支援員の資格を有する者
 - セ その他生活環境部長が別に定める資格又は要件を満たす者

(登録申請)

第5条 前条第1項第1号の登録（その更新の登録も含む。以下同じ。）を受けようとする者は、様式第2号の申請書に第3条に規定する受講修了証及び障がい者手帳の写し（障がい者の場合に限

る。)を添えて知事に提出するものとする。

- 2 前条第1項第2号の登録を受けようとする者は、様式第3号の申請書に第3条に規定する受講修了証及び同項第2号に掲げる資格を有することを証する書類を添えて知事に提出するものとする。

(登録及び公表)

第6条 知事は、前条の規定による申請について第4条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、UDアドバイザー登録台帳(様式第4号)に登録し、次の各号に掲げる事項を県のホームページに掲載するなど適切な方法により公表するものとする。

- (1) 氏名
- (2) UDアドバイザーの種別
- (3) 利用者アドバイザーにあつては、高齢者等の区分
- (4) 専門家アドバイザーにあつては、第4条第2号に掲げる資格
- (5) 活動可能地域

2 登録の有効期間は、登録の日から5年間とする。

3 知事は、前項の有効期間中は、第1項の規定による公表を継続するものとする。

4 知事は、UDアドバイザー登録台帳を住まいまちづくり課に備え置くものとする。

(登録情報に対する責任)

第7条 県は、前条の規定により公表した情報を利用し、UDアドバイザーが第三者と相談業務や設計業務等の契約を行うことについて関与しない。また、県はそのことによつて生じた事象について責任を負わない。

2 UDアドバイザーは、UDアドバイザーとして登録されていることを身分や専門的技術を保証されているような表現をして本人または所属会社等の営業行為等に利用してはならない。

(変更の届出)

第8条 UDアドバイザーは、第6条第1項に掲げる事項に変更があつたときは、様式第5号により、速やかに知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに登録台帳及び事業者公表の内容を修正するものとする。

(登録の抹消)

第9条 知事は、UDアドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消し、公表を取りやめるものとする。

- (1) 業務において不誠実な行為をしたとき。
- (2) 第4条に掲げる要件を備えなくなったとき。
- (3) 不正な手段により登録を受けていたとき。
- (4) 前条第1項の規定による変更の届出を、当該変更が生じてから相当の期間内に行わなかったとき。
- (5) 登録の有効期間が満了したとき。
- (6) 自ら書面により登録の抹消を申し出たとき。
- (7) 専門家アドバイザーが第4条第1項第2号に掲げる資格の関係法令に基づく処分を受けたとき

2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該抹消に係るUDアドバイザーに対してその旨を通知するものとする。

(UDアドバイザーの派遣)

第10条 特別特定建築物の整備及び運営に関し、UDアドバイザーの点検及び助言に関する派遣を求めようとする者は、UDアドバイザー派遣申請書(様式第6号)に次に掲げる図書を添付し、知事に申請するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物と

の別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図

- (3) 縮尺、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図
- (4) その他必要となる書類

2 知事は、UDアドバイザーを派遣するときは、次の各号に掲げる事項を定めたUDアドバイザー派遣計画書（以下「派遣計画書」という。）を作成し、前項の規定により派遣を申請する者（以下「派遣申請者」という。）及び派遣するUDアドバイザーに送付するものとする。

- (1) 特別特定建築物の所在地、名称、主要用途及び新築、増築又は用途変更の別
- (2) 派遣を行う日時
- (3) 派遣するUDアドバイザーの区分及び氏名
- (4) その他助言の実施に必要な事項

（点検及び助言の実施）

第11条 UDアドバイザーは、派遣計画書に記載された内容に沿って特別特定建築物の点検及び助言を行うものとする。

2 UDアドバイザーは、点検及び助言を実施するために必要な補助者を同行させることができる。

3 UDアドバイザーは、派遣計画書に記載された内容と現状が異なっていた場合は、知事にその内容を報告しなければならない。

（点検及び助言に関する報告書）

第12条 UDアドバイザー、又は当該UDアドバイザーを代表する者は、点検及び助言を行った後、速やかに様式第7号による施設の点検及び助言に関する報告書を作成し、知事及び派遣申請者に提出しなければならない。

（謝金及び旅費）

第13条 派遣申請者は、第10条第2項により派遣したUDアドバイザーから前条の報告書を受け取ったときは、知事が別に定める額の謝金及び旅費を支給するものとする。ただし、UDアドバイザーが謝金及び旅費の受領を辞退した場合は、この限りではない。

2 知事は、派遣申請者が国又は地方公共団体以外の者であるときは、当該派遣申請者が支給すべき謝金及び旅費を派遣申請者に代わって支払うものとする。

3 UDアドバイザーが前2項の規定により謝金及び旅費の支給を受けるときは、派遣申請者又は知事の定めるところによる請求書を提出するものとする。

（点検及び助言に対する反映）

第14条 派遣申請者は前条に規定する報告書をUDアドバイザーから受けたときは、点検及び助言を反映した事項を様式第8号により知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の提出を受け付けたときは、施設の点検及び助言を反映した内容について、県ホームページに掲載するなど適切な方法により公表するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、登録及び派遣に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。